

文化芸術・スポーツに 携わる方の

感染症対策や事業継続のための
新たな取組の経費に幅広く活用できます

再起支援 補助金

【申請受付期間】

2021年

4月12日(月) — 7月30日(金)

【補助上限額】 ※補助率 3/4 以内

法人・団体 個人事業者

15万円 10万円

補助対象者

[1]

京都市内に居住し、市内で事業を営む方又は市内で店舗や事務所を持つ個人事業者

京都市内に本社・本店を有する中小企業や小規模事業者

上記のいずれかの事業で、時短要請協力金の対象とならない方のうち、2020年12月～2021年3月の間の任意のひと月の売上が前年または前々年同月比50%以上減少している方

※2020年4月以降に創業された方の場合は、2020年12月～2021年3月の間の任意のひと月の売上が直前3か月間の平均と比較して50%以上減少している方

[1]の補助対象者の方

個人 | 文化芸術活動・スポーツ活動を行う個人事業者(フリーランス)

文化芸術関係者

- 実演家
- アーティスト
- デザイナー
- アートマネージャー
- 制作者
- 技術スタッフ 等

スポーツ関係者

- スポーツ選手
- コーチ
- インストラクター 等

法人 中小企業・小規模事業者

(NPO法人、一般社団法人、一般財団法人も含む)※1

- スペース・施設運営
- 教室運営
- 企画制作を行う事業者 等

補助対象者

[2]

主たる事業所を市内に設けている、もしくは構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている商店会、業界団体

[2]の補助対象者の方

事業協同組合等 ※2

※1 登記されていない任意団体は補助対象外となります。個人としてご申請ください。

※2 組合の形態で文化芸術活動されている方は、事務局までご相談ください。

申請方法

【事後申請です】

事業実施後、申請書に領収書等を添えて、郵送またはWEB申請フォームでご申請ください。
※申請は1者あたり1回限り

WEB申請フォームの場合

右の二次元コードからウェブサイトへアクセスしてください。



郵送の場合

申請書をホームページからダウンロードし、必要事項を記入して申請してください。申請書は区役所・支所でも配布しています。



PDFデータ

郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め
「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局



ワードデータ

お問い合わせ先

補助金制度全般について

「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局

TEL 0570-003-756 (9:00-17:00) ※土日祝日除く

文化芸術活動に関する内容について

京都市文化芸術総合相談窓口

TEL 075-252-2162 (10:00-18:00) ※土日祝日除く

※京都芸術センター臨時休館日・年末年始休館日を除く

E-mail ask@kyotoartsupport.com

中小企業庁 中小法人・個人事業者のための 一時支援金 も併用できます

あわせて
活用

申請期間

2021年
3月8日(月) - 5月31日(月)

給付額

中小法人等 — 上限 60万円
個人事業者等 — 上限 30万円

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対する支援。対象や要件等の詳細は一時支援金事務局まで

お問い合わせ先(一時支援金)

TEL 0120-211-240 / 03-6629-0479
(8:30-19:00) ※土日祝日も対応



感染症対策や事業継続のための 新たな取組の経費に幅広く活用できます

補助事業の実施期間

2021年 3月1日(月)～7月16日(金) ※補助事業の実施期間内に納品・支払が完了したものであること
(2021年3月1日以降に支払ったものであれば既に購入したものでも申請できます)

補助上限額

法人・団体 15万円 個人事業者 10万円 補助率 3/4以内

条件

申請する経費の2/3以上が、京都府内の事業者等に支払われたものであること

【補助対象となる】経費の例

事務所、アトリエ、店舗の感染防止対策

- 消毒液、マスク、非接触型体温計、空気清浄機、アクリル板等の購入(消耗品費)等

活動のPR

- チラシやリーフレットの印刷費
- ホームページ制作費 □動画制作費
- WEB上でポートフォリオを公開するためにアーティストステートメントや略歴等の翻訳を依頼(翻訳費)
- アーティストグッズのオンライン販売のためにシステムを構築(委託費)
- オンラインレッスンを開講するため、PR用パンフレットを作成(デザイン費・印刷費)
- 海外で活動をPRするために英会話レッスンを受講(雑役務費)
- ※ただし、スクール等の入会金は除きます。

等

オンラインでの作品発表、動画配信

- パソコン・タブレットの購入費
- ビデオカメラ等配信機材の購入費
- 配信スタッフへの謝金
- WEB上で作品を発表するため、カメラマンに撮影を依頼(撮影費)
- 公演をオンライン動画配信するため、
- パソコンと配信機材を購入(消耗品費)

等

新たな事業の展開

- グッズや書籍の制作費
- 事務所や店舗、アトリエの改装工事費
- 2021年3月1日以降、京都市内に新たに借りた物件(アトリエ、スタジオ等)の家賃
- 2021年3月1日以降、新たに雇った京都府内に住むスタッフの人件費

等

【補助対象とならない】経費の例

- 人件費、家賃(これまでから継続した雇用や契約に係るもの) □インターネット回線通信料及び郵送料
- 交通費 □宿泊費 □税金(消費税) □社会保険料 等 □飲食費 等
- レンタル・リース料 ※レンタル・リース期間の始期及び終期が事業実施期間内にあるものは除く

詳細はホームページでご確認ください

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000282498.html>

